

ネット通販サイトで、「ダークパターン」と呼ばれる消費者の隙について余分な注文などを促す仕掛けに対する規制の検討を求める意見書

ネット通販サイトで、「ダークパターン」と呼ばれる消費者の隙について余分な注文などを促す仕掛けが横行している。主な手法として十数種類に分類され、在庫の少なさを強調する「あおり」や定期購入を最初に自動選択したり、特定のボタンを目立たせたりする「誘導」がダークパターンの代名詞と言われている。これらのことは余分な注文を促すだけでなく、プライバシーを侵害するおそれもある。

3月27日の日本経済新聞では「日本で多いのは『誘導』の手法で、58サイトで確認された。うちメルマガの受信の初期設定が51例、商品の定期購入が自動的に選択されているものが2サイトあった。ただ現行法では大半は合法とみられる。多くの企業は『改善の余地はあるが違法ではない』（通販大手）と見直しに消極的だ」と報道している。

国民生活センターによると、2020年4月から2021年1月末のネット通販に関する相談は約22万件で前年同期より3割増となっている。これらの相談には「キャンセルできない」など、ダークパターンがらみと受けとられる内容も多い。

消費者庁は悪質な事例を防ぐために特定商取引法の改正を検討しているようだが、欧米では既に規制がされている現状と比較すると、まだまだ世界的に見て規制に遅れをとっている。まさにデジタル技術の進化に、消費者保護のルールが追いついていないのが現状と言えよう。

よって「ダークパターン」に対する法的整備をはじめ政府として早急な対策の検討を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月30日

所 沢 市 議 会

提 出 先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)